

既修得単位認定にかかわる学則等抜粋

【東京医科大学学則】

(入学前の既修得単位等の認定)

第 38 条 学生が本学に入学する前に大学、短期大学、高等専門学校又は大学設置基準第 29 条第 1 項の規定による専修学校において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 36 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学で修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

【東京医科大学医学部看護学科履修規程】

(既修得単位の認定)

第 12 条 入学後に他大学、短期大学又は文部科学省で定める学修で修得した単位は、30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修とみなし単位を認定することがある。また、入学前に他大学、短期大学又は文部科学省で定める学修で修得した単位は、本学で修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で認定することがある。

2 認定を受けようとする者は、既修得単位認定申請書に成績証明書を添付し、審査を受けなければならない。

3 認定された単位の成績表示は、「認定」とする。

【東京医科大学医学部看護学科履修要項】

4 授業科目の履修

(3) 既修得単位の認定

(1)東京医科大学学則第 36 条、第 37 条、第 38 条、東京医科大学医学部看護学科履修規程第 12 条にて認められた教育機関にて修得した単位の認定は、所定の手続きに則って行う。